

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、年金が将来のために大切なものであることから、納めるべきものだとずっと思ってきた。

申立期間に係る国民年金保険料については、昭和 54 年 3 月頃、A 村（現在は、B 町）役場から私宛てに申立期間に係る国民年金保険料が未納となっている旨の通知が届いた。私は、国民年金保険料に未納があると将来困るといふ思いから、A 村役場の窓口に出向き、私一人分の保険料を一年分まとめて納付したはずであり、未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、「昭和 54 年 3 月頃、A 村役場から私宛てに、申立期間に係る国民年金保険料が未納となっている旨の通知が届いたので、村役場の窓口に出向き、私一人分の保険料を一年分まとめて納付した。」と主張しているところ、B 町の事務担当者は、「当時、A 村では、納付組織の帳簿等において保険料の未納が確認できた時点で、被保険者に対し、保険料が未納である旨の通知書を送付していた。当該通知書を村役場の窓口を持参した際に、国民年金保険料の納付意思を確認した上で、現年度保険料については窓口で保険料を徴収していた。」と回答しており、申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、前記担当者は、「申立期間当時、過年度保険料については、納

付書を村役場の窓口で交付していた。」と供述しているところ、申立人の申立期間直前の昭和 52 年 12 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料は同年 10 月 16 日に、及び申立期間直後の 54 年 4 月から同年 6 月までの保険料は同年 7 月 31 日に納付されていることを踏まえると、申立人は、申立期間に係る保険料について、現年度納付及び過年度納付のいずれによっても納付することは可能であったものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間当時の生活状況について、「私は、昭和 52 年 3 月に A 村に戻り、48 年に母が始めた「C 商店」の店舗を拡張し、母とは別に拡張した店舗部分で D 品や E 品の商売を始めた。その資金については母が工面してくれたが、自分で仕入れた商品の水揚げ分は全て自分の収入としていた。また、昭和 38 年 5 月から 52 年 3 月まで勤務していた会社での経験を生かすことができたことから、商売も順調で生活に困ったことはなかった上、会社の退職金が * 万円支給されたこともあり、申立期間に係る国民年金保険料を一年分まとめて納付することについて問題は無かった。」と主張していることから、申立人が申立期間の保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 1 月 1 日から 63 年 6 月 1 日まで
② 昭和 63 年 6 月 1 日から平成 3 年 1 月 1 日まで

申立期間①の標準報酬月額は 8 万円から 9 万 2,000 円とされているが、実際は 13 万円くらいであったと思う。また、申立期間②の標準報酬月額は 9 万 2,000 円から 14 万 2,000 円とされているが、実際は 18 万円くらいであったと思うので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①の A 社における標準報酬月額は、13 万円くらいであったと思う。また、申立期間②の B 社（現在は、C 社）における標準報酬月額は、18 万円くらいであったと思う。」と申し立てている。

しかしながら、申立期間①及び②当時、申立人の上司であった事務担当部長は、「A 社当時の女性の給与水準は 8 万円から 9 万円くらいであったと思う。当時の職員採用は自分が担当しており、前職のキャリアを見て個別に給与を決めていたが、女性で 10 万円以上というのはあまり記憶が無い。また、中央資本を入れて規模拡大をし、B 社となつてからは給与も大分上がったが、女性であれば高くとも 15 万円から 16 万円くらいであったと思う。同社には、D 社や E 社等の一流会社が資本参加しており、資本金*億*万円の大規模会社であったので、中央から監査法人の会計監査が毎年あり、標準報酬月額の届出や、保険料控除額に不正などはあり得ない。」と供述している。

また、オンライン記録により、申立期間①において、昭和 60 年に厚生年金保険被保険者資格を取得した女性 15 人のうち、採用時に標準報酬月額が

10万円を超えている者は一人、申立期間②においては、A社からB社に移行した63年6月時点で標準報酬月額が10万円を超えている者は8人のうち、二人であることが確認できることから、上記供述と符合する。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る給与明細書等の厚生年金保険料の控除額を確認できる資料を所持していない上、C社では、「B社の一部事業を継承して、C社として設立されているが、当時の資料は無く不明である。」と回答しており、当該期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

加えて、オンライン記録により、申立期間①及び②の両事業所において継続して勤務をしていた女性の元同僚14人のうち、回答を得られた二人は、「申立期間①及び②について、自分自身の当時の給与額は、事業所が届け出していた標準報酬月額と同程度であった。」と供述しており、申立人の申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

その上、申立期間②について、F健康保険組合から提出された申立人に係る被保険者台帳の標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致している。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

青森厚生年金 事案 819 (事案 760 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成 5 年 10 月 1 日まで
前回の申立てについては、年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

私は、ねんきん定期便の月別状況の標準報酬月額では、昭和 57 年 7 月から 19 万円が 3 年で 20 万円に、20 万円が 2 年で 22 万円に、22 万円は 8 か月で 26 万円になり、3 か月後の 63 年 10 月に 24 万円となり 5 年間続いているが、この頃の給料明細書は所持していない。所持している給料明細書の平成 7 年 3 月及び同年 4 月の報酬額は 26 万円であるが、この期間に係る標準報酬月額は 22 万円である。基本給は零細企業のため低くても、私が定年となった 4 年までは、給料アップは続いていたので、最低でも 5 年及び 6 年の報酬額は 26 万円と思われる根拠である。

今回の再申立てに当たり、同僚二人を新たな証人として申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳の標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致している上、B 社の元経理担当者は、「事業所では、標準報酬月額はきちんと届出をしていた。申立期間当時は賃金台帳を社会保険事務所（当時）に持参して届出をしていたので、誤った届出は無いはずである。定時決定、随時改定もきちんと届出をしていたし、控除する保険料も、届出した標準報酬月額で計算していた。また、当時の基本給は低かったので、同じ報酬月額が 4 年から 5 年続いてもおかしくはないと思う。」と供述していること、ii) 申立人は申立期間に係る給与明細書等の厚生年金保険料の

控除額を確認できる資料を所持していない上、当該事業所は、「当時の書類は残っておらず、不明である。」と回答しており、申立期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができないこと、iii) 申立期間当時、勤務をしていた元同僚で、証言を得られた4人は、「申立期間当時の給与額は事業所が届け出た標準報酬月額と同程度であった。」と供述していること、iv) 申立人の標準報酬月額の記録は、遡及して訂正されているなどの不自然さは見当たらないこと、v) 申立人から提出された平成7年3月及び同年4月、8年10月及び同年11月に係る給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致していること等から、既に当委員会の決定に基づく23年6月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たに二人の元同僚の名前を挙げているが、いずれも「当時の申立人の給料額などは分からない。」と供述している上、そのうち一人は、「自分の給料は、ねんきん定期便などと合っていると思う。」と供述しており、申立人の申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

また、上記元同僚の一人が所持していた平成11年1月から19年4月までの期間及び同年6月から同年12月までの期間の給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に相当する保険料額と一致していることが確認できる。

以上のことから、今回の新たな事情からは、保険料控除を裏付ける新たな関連資料及び周辺事情は見当たらず、そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月 1 日から 54 年 12 月 19 日までのうち 8 か月

私は、昭和 52 年 9 月に A 社（現在は、B 社）にパートとして入社し、61 年 12 月まで勤務した。

当時、私は、夫の被扶養者として届出していたところ、昭和 53 年の給料が、当時の被扶養者認定限度額である 70 万円を超過したため、店長から、「不注意により被扶養者認定限度額を超過したが、あなたに迷惑がかからないよう会社が責任をもって善処します。」との説明があった。

平成 8 年頃、C 市役所で年金相談をした際にもらった資料（給付額試算）の「厚生年金等」の欄に、「8 月」と記載されているので、会社で「善処します。」と説明したのは、被扶養者認定限度額である 70 万円の超過分を、昭和 54 年 1 月以降の給料で調整し、厚生年金保険に 8 か月加入させたものと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務に関する具体的な記憶、申立人から提出された預金通帳の写し及び元同僚の証言から、申立人が申立期間において B 社の D 店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「申立人の申立期間に係る在籍の有無、厚生年金保険の加入の有無及び当時のパート社員の厚生年金保険の加入に係る取扱い並びにパート社員の給料がその年の被扶養者認定限度額を超過した場合の取扱いについては、申立期間当時の関係書類は既に廃棄され存在しない上、当時の事情を知る社員もいないことから不明である。また、申立期間当時の店長については、現存する人事記録で調査したが特定するこ

とはできなかった。なお、現在のパート社員については、常勤社員の4分の3以上の週30時間以上勤務の場合、厚生年金保険に加入させる取扱いとしている。当時から、当社はパート社員の多い企業であったが、厚生年金保険に加入させなければならない場合には、間違いなく加入させていた。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の取扱いに係る関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立人は、申立期間当時の店長について、姓のみの記憶であるため、個人を特定することができず、申立人の申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所が加入しているE厚生年金基金では、「申立人の、申立期間当時の被保険者記録は無い。」と回答している上、申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

加えて、申立人が名前を挙げた元同僚は、「私は、B社では厚生年金保険に加入していない。申立人から、被扶養者認定限度額を超過したことがあると聞いた記憶はあるが、どう処理されたかは分からない。」と供述しているところ、同人の、当該事業所における厚生年金保険及び雇用保険の加入記録は確認できない。

その上、申立人は、「当時の被扶養者認定限度額の超過分を、昭和54年1月以降の給料で調整し、厚生年金保険料として納付してくれたものと思う。」と申し立てているものの、当該超過分が同年1月以降に調整されたか否か、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険の各被保険者証並びに厚生年金基金の加入員証の交付を受けた記憶は無く、これらの保険料を、「給与から控除されていた記憶は無い。」と供述している上、申立人は、申立期間当時、夫の被扶養者として共済組合に認定されていることが確認できるとともに、申立期間当時のB社に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

また、申立人は、「C市で年金相談した際にもらった資料（給付額試算）の『厚生年金等』の欄に『8月』と記載されている。」と申し立てているところ、当該年金相談に出向いたとする申立人の夫は、「自分は、妻の厚生年金保険の加入期間は分からなかったので、年金相談時に厚生年金保険の加入期間は申告していない。」と供述している。

一方、C市では、「当市では、厚生年金保険の記録は管理していないので、当該年金相談時に交付されている資料に記載されている月数は、窓口で口頭又は文書でうかがった月数を記載したものである。また、同資料の『厚生年金等』の欄の記載は、基本的には、厚生年金保険、共済組合の加入期間を想定し、カラ期間（合算対象期間）の記載は想定していない。ただ、厚生年金保険、共済組合に加入していない場合は、受給資格を確認する意味でカラ期間を記載する場合もあるかもしれない。申立人に係る当市

の国民年金納付記録（電子データ）では、昭和 54 年 4 月から同年 11 月までの 8 か月が、2 号（カラ）期間と記録されているが、当該年金相談時に交付されている同資料に記載されている『8 月』がこの 2 号（カラ）期間であったとは確認できない。」と回答しており、同市において、当該年金相談時に申立人の夫に交付した同資料に記載されている「8 月」は、同市で管理する前記国民年金納付記録から、同年 4 月から同年 11 月までの 8 か月が、2 号（カラ）期間と記録されていることが確認できることから、当該期間を記載したものと推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。